

挨拶

本日、第七十三回「社会を明るくする運動」広島県推進委員会が開催されるに当たり、広島県内における本運動を推進する法務省を代表し、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、本委員会に、県副知事の御臨席を賜ったことを心より御礼申し上げます。これから「社会を明るくする運動」を県内全土で進める我々にとって、副知事が直接我々の活動に耳を傾けてくださることは何よりも心強く、また、嬉しい限りです。

さて、「社会を明るくする運動」は、国民の皆さんに犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人の立ち直りについて理解を深めていただき、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くことを目的とした全国的な運動です。

広島県内におきましても、今日に至るまでの間、多くの方々の御支援、御協力をいただき、着実に成果を挙げて参りました。

改めまして、広島県知事及び本日御参集の皆様方を始め、これまで本運動を推進してこられた皆様方に深い敬意と謝意を表します。

ところで、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くためには、犯罪等が発生した場合に、犯人を迅速に検挙し、適正な処罰を実現することが重要であることは言うまでもありません。私が所属する検察庁の主たる責務もここにあります。その一方で、犯罪等を反省・悔悟し立ち直ろうとする人たちに地域の中で適正な「仕事」と「居場所」を確保し、社会復帰することができるよう支援する再犯防止の取組も重要です。

そして、後者の取組に関する我が国の特徴として、保護司を始めとする民間のボランティアの活動が非常に充実していることが指摘でき、これが安心・安全な国日本を支えていると言っても過言ではありません。我が国は、治安の悪化に苦しむ世界の国々に対し、このことを積極的に発信し、各国に対し、保護司制度を含む民間ボランティアの活用を強く促しているところです。

また、令和五年度は、更生保護行政の重点項目の一つとして、「更生保護法の一部改正等を通じた『地域社会に貢献する更生保護』の実現」を掲げ、その具体例として、「息の長い社会復帰支援の推進」や「地方公共団体と一層連携した再犯防止の取組の推進」を謳っています。広島地方検察庁も、刑事政策総合支援室を窓口として、県内の各機関及び各福祉団体と連携を図りながら、刑事事件の被疑者又は被告人となった者の円滑な社会復帰支援による再犯防止施策を推し進めておりますが、一昨年、広島県との間で締結した就労支援事業に関する協定に基づき、「仕事」及び「居場所」の提供に対する支援を大幅に拡充するとともに伴走型支援を実施することができるようになりました。

このような中、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の立ち直りについて、改めて国民の皆さんに理解を深めていただき、一緒に安全で安心な地域社会の構築を目指すきっかけとなる本運動が果たす意義は極めて大きいものと言えます。特に、今年は、これまでコロナ禍で制限されてきた各種の活動が復活する方向で検討されており、ここに御参集の皆様方の本運動への意欲も普段以上に高まっていると伺っております。

検察、矯正、保護を所管いたします法務省として、県民の皆さんや関係機関の御支援をいただきながら、犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの適切な処遇と再犯防止に全力で取り組み、「世界一安全な国、日本」の実現に今後とも力を尽くすことを改めて誓います。また、皆様方におかれましても、より多くの方々に、本運動への参加を呼びかけていただくなど、本運動に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本運動の更なる発展と関係者の皆様方のますますの御活躍を祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

令和五年六月五日

広島地方検察庁検事正 瀬戸 毅